

第21期 第5回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

- 1 日 時 令和4年1月27日（木） 14:00～
- 2 場 所 福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室
- 3 議 題
 - (1) えつ流刺し網による採捕許可について（協議）
 - (2) 室見川の採捕禁止区域設定に係る委員会指示について（協議）
 - (3) しろうおやなによる採捕許可について（協議）
 - (4) 筑後川の採捕禁止区域設定に係る委員会指示について（協議）
 - (5) 外来魚対策に係る委員会告示について（協議）
 - (6) 第21期第3回福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会について（報告）
 - (7) 区画漁業権の切替について（報告）
 - (8) その他

えつ流刺し網による採捕許可方針

採捕の秩序の維持と水産資源の保護培養を図るため、福岡県漁業調整規則(以下、「規則」という。)第33条第1項第3号に掲げる流刺し網による採捕の許可のうち、えつ流刺し網による採捕の許可については、規則に定めるもののほか、次により処理するものとする。

1 許可対象者

規則第33条第4項の規定によるもののほか、次の者に許可する。

下筑後川漁業協同組合、大川漁業協同組合、大野島漁業協同組合、上新田漁業協同組合、川口漁業協同組合及び柳川漁業協同組合のいずれかに所属する組合員。

2 許可数の範囲

許可数は232以内とし、漁業協同組合別の許可数は次表の範囲内とする。

漁業協同組合名	許可数の範囲	標旗番号
下筑後川	92	No. 1~No. 92
大川	61	No. 93~No. 153
大野島	27	No. 154~No. 180
上新田	13	No. 181~No. 193
川口	33	No. 194~No. 226
柳川	6	No. 227~No. 232

3 採捕する期間

5月1日から7月20日までとする。

4 許可の有効期間

規則第33条第5項の規定により、許可の有効期間は、毎年5月1日から7月20日までとする。

5 採捕区域

(1) 下筑後川漁協の組合員の採捕区域は、以下のとおりとする。

採捕区域	許可数
A区域 福岡県久留米市安武町武島、筑後大堰堰軸の線から下流方向へ300	51

mの同堰軸と平行な線から河口までの筑後川	
B区域 福岡県久留米市安武町武島、筑後大堰堰軸の線から下流方向へ300mの同堰軸の線と平行な線から佐賀県三養基郡みやき町坂口、坂口堰までの筑後川	39
C区域 次のア点とイ点を結んだ線から河口までの筑後川 ア点 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角 イ点 広川(筑後川旧本流)左岸の線と福岡県久留米市城島町同市三隣町の境界線との交点	2

(2) 大川漁業協同組合、大野島漁業協同組合、上新田漁業協同組合、川口漁業協同組合及び柳川漁業協同組合の組合員の採捕区域は、C区域とする。

6 条件

規則第33条第13項において準用する規則第13条の規定により、次の条件を付けるものとする。

- (1) 許可証に記載された採捕区域以外で採捕してはならない。
- (2) 許可証に記載された採捕に従事する者以外が採捕してはならない。
- (3) 許可証に記載された船舶以外を使用して採捕してはならない。
- (4) 許可受給者は許可証に記載した船舶に自ら乗り組むこととする。
- (5) 使用する網は、網丈2.5m以下、網の長さ200m以下、網目は、網目15cmにつき8.5節以下(網目4cm以上、節間2cm以上)でなければならぬ。
- (6) 使用する漁具は1統でなければならない。
- (7) 採捕中は、使用船舶を漁具の周囲50mの範囲内にとめておかなければならない。
- (8) 採捕中は、別記様式第1号に掲げる標旗を使用船舶の舷上から1m以上の高さに掲げなければならない。
- (9) 日没から日出までの間の採捕は、網に灯火をつけなければならない。
- (10) 網を錨止めて採捕してはならない。
- (11) 網に石等の付属のおもり(通称石うち)をつけて採捕してはならない。ただし、鎌ヶ江大橋から下流の区域を除く。
- (12) 採捕期間終了後速やかに、月別の採捕実績報告書を提出しなければならない。

7 申請に必要な書類

規則第33条第3項の「申請書」は、別記様式第2号のとおりとする。ま

別記様式第1号

た、規則第3.3条第1.3項において準用する規則第8条第2項の「必要と認める書類」は次のとおりとする。

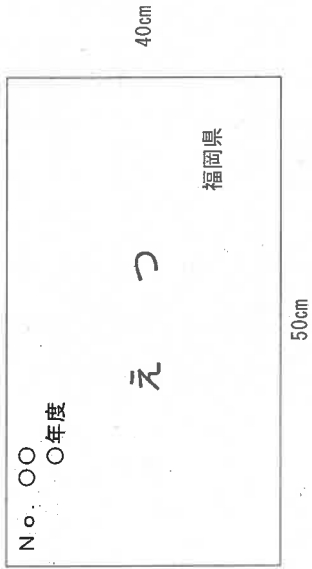
(1) 暴力団員等の照会に必要な事項を記載した書類

8. 内水面漁場管理委員会との協議

この方針の改廃にあたっては、軽微な変更を除き、福岡県内水面漁場管理委員会及び福岡佐賀両県合同内水面漁場管理委員会に諮問又は協議するものとする。

附 則

- 1 この方針は、令和3年3月16日から施行する。
- 2 令和2年度えつ流し刺網による採捕許可方針（令和2年3月25日施行）は廃止する。



- 1 標識の大きさは、縦40cm×横50cmとする。
- 2 地色は黄色と白色を年ごとに交互に変更するものとする。
- 3 文字は1行目に許可番号、2行目に許可年度とする。
- 4 文字色は黒色とする。

(参考)

許可年度	地色
R3	黄色
R4	白色
R5	黄色
R6	白色
R7	黄色
R8	白色
R9	黄色
R10	白色

えつ流刺し網による採捕許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

氏名

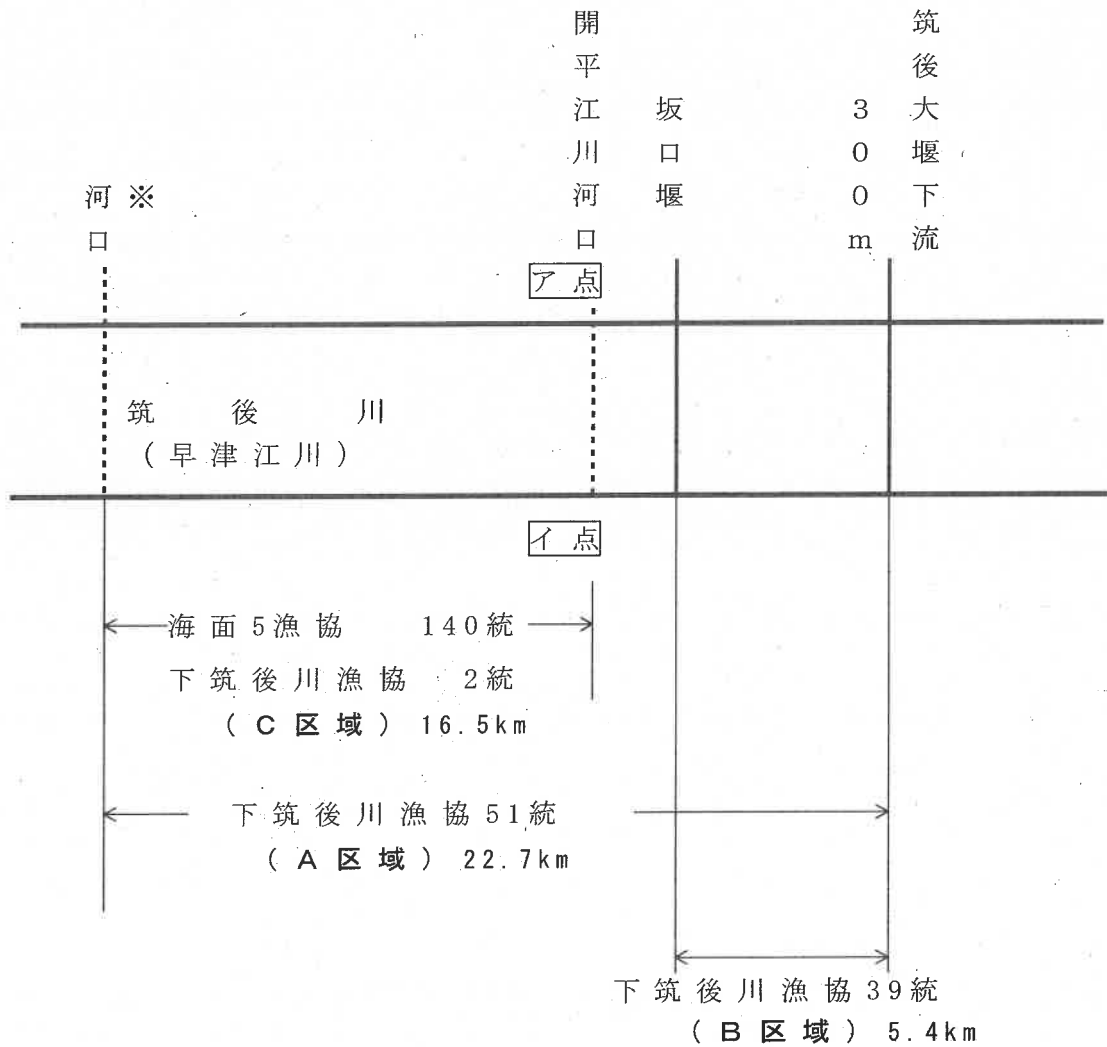
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

下記により水産動物の採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 採捕区域
- 3 採捕する水産動植物の種類
- 4 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 漁具の数及び規模
- 6 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 7 採捕に従事する者の住所及び氏名

(参 考)



※ 河口 (内共第3号基点)

- ・ 筑後川本流 基点15号と基点16号を結ぶ直線
 基点15号：福岡県柳川市大字七ツ家の南西角に設置した有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石
 基点16号：佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石
- ・ 早津江川 基点17号と基点18号を結ぶ直線
 基点17号：佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和搦西南角に設置した標柱
 基点18号：佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字平和搦北東角に設置した標柱

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号(案)

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第33条に基づきしろうおやなによる採捕、試験研究機関等が試験研究等のためにする採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

令和4年 月 日 (公報登載日)

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線

ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

令和4年3月1日から令和4年5月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則第33条に基づくしろうおやなによる採捕、同規則第47条に基づく試験研究等の採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

令和3年2月5日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線

ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

令和3年3月1日から令和3年5月31日まで

令和3年12月16日

福岡県内水面漁場管理委員会
会長 中園 正彦 殿

福岡市早良区室見4丁目18-1
室見川しろうお組合
組合長 小石原 義彦



委員会指示による採捕禁止区域の設定について (要望)

室見川におけるしろうおやな漁業において、資源保護上の問題がありますので、下記のとおり、委員会指示による採捕禁止区域の設定を要望します。

記

1. 申請理由

当組合では、シロウオ資源増殖のため、福岡大学やボランティアの協力の下、毎年、シロウオ産卵時期前に産卵床の造成を行っています。しかし、当該区域は、シロウオ産卵時期である3月から5月においてシジミ等の採捕が可能であり、整備した産卵床が掘り返されるとシロウオ卵が斃死し、シロウオ資源が減少する恐れがあるため、委員会指示による採捕禁止区域の設定を要望します。

2. 対象魚種

シロウオ以外の水産動植物 (さお釣り、手釣りによる採捕を除く)

3. 採捕禁止期間

令和4年3月1日～令和4年5月31日

4. 採捕禁止区域

福岡市西区愛宕室見橋から福岡市西区福重新道井堰までの区域

5. 周知方法

別図に示す場所に採捕禁止の看板を設置し、周知する。



看板設置位置図



赤丸：看板設置位置

しろうおやなによる採捕許可について (協議)

- ・令和3年12月16日付で、室見川しろうお組合小石原義彦からしろうおやなによる採捕許可の申請があった。
- ・室見川しろうお組合は、従前から同許可に基づき、室見川でしろうおやなによる採捕を行ってきたが、昨年度はコロナ禍の影響を鑑み、操業を自粛。
- ・前年度当該許可による採捕実績がないことから、「しろうおやなによる採捕許可方針」に基づき、福岡県内水面漁場管理委員会の意見を聴くもの。

【許可の申請内容】

- 1 許可申請者 室見川しろうお組合 小石原 義彦
- 2 採捕の種類 しろうおやな
- 3 採捕区域 室見川：福岡市西区国道202号線室見橋の上流300メートルから同800メートルまで
- 4 採捕期間 令和4年2月1日から令和4年4月20日まで
- 5 採捕に従事する者 5名
- 6 船舶の使用 なし

【過去の採捕実績】

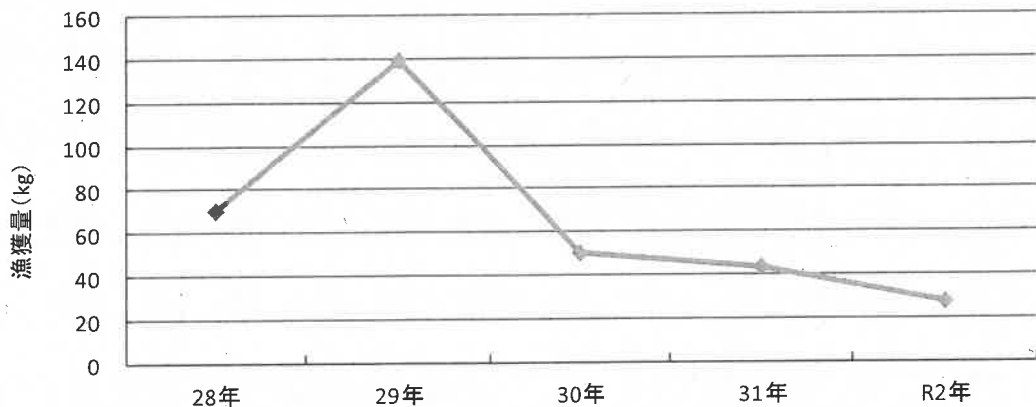


図1. 室見川におけるシロウオ漁獲量の推移

しろうおやなによる採捕許可方針

採捕の秩序の維持と水産資源の保護増養を図ることを目的とし、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）第33条第1項第1号に掲げる採捕の許可のうち、しろうおやなによる採捕の許可については、規則及び他の法令に規定するもののほか、この方針により処理する。

1 許可の対象者

規則第33条第4項第1号に該当しない者であって、次の条件を満たす者に許可する。

やなを設置するために、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条に基づき河川管理者の許可を得た者であること。ただし、前年度当該許可による採捕実績がない者は、福岡県内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で許可の判断を行うものとする。

2 許可の有効期間

規則第33条第5項ただし書の知事が別に定める期間は、毎年2月1日から5月31日までの間で申請のあった期間とする。

3 採捕期間

採捕の期間は、許可の有効期間と同じく毎年2月1日から5月31日までの間で申請のあった期間とする。

4 採捕区域

申請者の居住する区域又は主たる根拠地に応じ、次表で定める採捕河川のうち申請のあった区域とする。

申請者の居住地又は主たる根拠地	採捕河川
糸島市	糸島市二丈吉井 福吉川
	糸島市二丈福井 加茂川
	糸島市二丈浜窪 羅漢川
	糸島市神在 長野川
福岡市	福岡市西区 室見川

5 条件

規則第33条第13項で準用する規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

- (1) 許可証に記載された採捕区域以外で採捕してはならない。
- (2) 許可証に記載された採捕に従事する者以外が採捕してはならない。
- (3) 船舶を使用するときは許可証に記載された船舶以外の船舶以外を使用して採捕してはならない。
- (4) 採捕期間終了後、直ちに採捕実績報告書を提出しなければならない。
- (5) 採捕区域内に設置するしろうおやなの統数は8統以内でなければならない。

6 申請書類

規則第33条第3項の「申請書」は、別記様式第1号のとおりとする。また、規則第33条第13項で準用する規則第8条第2項の「必要と認める書類」は次のとおりとする。

- (1) 採捕区域図
- (2) 使用する漁具の図
- (3) 河川法第24条及び第26条に基づき許可書の写し
- (4) 暴力団員等の照会に必要な事項を記載した書類

7 内水面漁場管理委員会との協議

この方針の改廃にあたっては、軽微な変更を除き、福岡県内水面漁場管理委員会に諮問又は協議するものとする。

附 則

この方針は、平成6年1月20日から施行する。

附 則

平成17年12月20日 一部改正

附 則

平成20年12月18日 一部改正

附 則

平成22年1月4日 一部改正

附 則

令和2年12月1日 一部改正

福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号(案)

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、アユのそ上の保護を図るため、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年 月 日(公報登載日)

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰上流端より上流20メートルから同堰下流端より下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

3月1日から5月19日まで

3 指示の有効期間

令和4年3月1日から令和7年2月28日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、アユのそ上の保護を図るため、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則第47条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和3年2月5日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰上流端より上流20メートルから同堰下流端より下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

令和3年3月1日から令和3年5月19日まで

令和3年11月26日

福岡県内水面漁場管理委員会
会長 中園 正彦 殿

福岡県朝倉市古毛465
筑後川漁業協同組合
代表理事組合長 三原 次雄



委員会指示による採捕禁止区域の設定について（要望）

内共第2号（筑後川）におけるアユ資源の増殖を図るため、下記のとおり、委員会指示によるアユ遡上時期における採捕禁止区域の設定を要望します。

記

1. 申請理由

アユ遡上時期におけるアユ稚魚の採捕を禁止することにより、筑後川におけるアユ資源の増殖を図るため

2. 対象魚種

全魚種

3. 採捕禁止期間

3月1日から5月19日まで

4. 採捕禁止区域

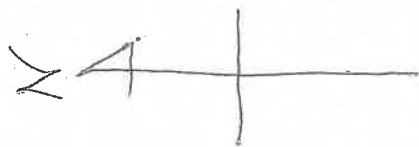
筑後川本流のうち、久留米市小森野堰上流端より上流20mから同堰下流端より下流100mまでの区域

5. 指示の有効期間

令和4年3月1日から令和7年2月28日まで







至桶岡

國道3号線

至八女

筑後川本流 (上流)



20m

10m



山森野堰

禁漁区亦換て之了。

(下流)



福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号(案)

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祓川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

令和4年 月 日 (公報登載日)

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

1 取組内容

漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動の実施

2 取組期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祓川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

平成31年2月1日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

1 取組内容

漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動の実施

2 取組期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

第21期 第3回
福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会

日 時 令和3年12月13日(月) 14:30～

場 所 福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 筑後川における令和3年度うなぎ種苗特別採捕許可及びうなぎ稚魚漁業
許可の取扱いについて(協議)

(2) その他

3 閉 会

第21期 第3回
福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会 出席者名簿

日 時 令和3年12月13日(月) 14:30～
 場 所 福岡市博多区東公園7-7
 福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

○内水面漁場管理委員会委員

福岡県	佐賀県
中園 正彦 佐々木 和之 古賀 正廣 各務 秀人 望岡 典隆	有吉 敏和 坂本 兼吾 (欠席) 中村 さやか 田中 和宏 (欠席) 草野 剛

○ 県・事務局

福岡県	佐賀県
農林水産部水産局 漁業管理課 参事 秋元 聡 主任主事 山田 菜美子 会計任用職員 伊藤 史晃 水産振興課養殖内水面係 係長 片山 幸恵 技術主査 松本 昌大 主事 福富 美貴菜	海区漁業調整委員会事務局 事務局長 江口 泰蔵 農林水産部水産課漁業調整担当 係長 寺田 雅彦 主任主査 永江 康生

令和3年度筑後川うなぎ種苗特別採捕許可
及びうなぎ稚魚漁業許可に係る資料

(変更点: ~~~~~)

3 令和3年度 許可概要 (案)

1 令和2年度許可実績

項目	福岡県	佐賀県
許可を受けた者	下筑後川漁協組合員	佐賀県内の養鰻業者
許 可 数 量	25 kg 5 kg 0 kg 30 kg 18人	17.7 kg 1 kg 0 kg 18.7 kg 16人
採捕従事者数	18人	16人
許可期間	令和3年2月1日～ 令和3年4月30日	令和3年2月1日～ 令和3年4月30日
採捕場所	筑後川本流久留米市 小森野堰から下流坂 口堰までの区域	筑後川本流久留米市 小森野堰から下流坂 口堰までの区域

2 令和2年度採捕実績及び令和3年度放流実績

項目	福岡県	佐賀県
採捕者	下筑後川漁協	佐賀県養鰻業者
採捕終了年月日	4月30日	4月30日
採捕数量	6.0kg	3.4 kg
見返り放流	浮羽養鰻7-8本/kg 20kg	10-15本/kg 25 kg
内共2号 自主放流	下筑後川 110kg 筑後川 60kg 甘木 30kg	
内共3号自主放流		280kg
県費放流	20本/kg 260kg	10-15本/kg 84.0 kg

項目	福岡県	佐賀県
許可を受ける者	下筑後川漁協組合員	県内養鰻業者(2名)
許可期間	2月1日～4月30日	2月1日～4月30日
採捕従事者数	20人	16人
許 可 数 量	25 kg 5 kg — kg 30 kg	18.7 kg (内訳は未定) — kg 18.7 kg
採捕場所	筑後川本流久留米市 小森野堰から下流坂 口堰までの区域	筑後川本流久留米市 小森野堰から下流坂 口堰までの区域

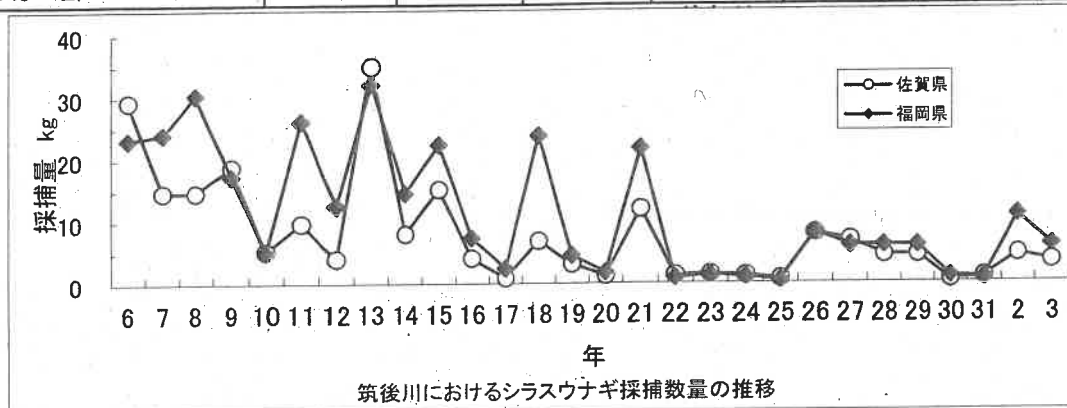
4 令和3年度 許可の条件 (案)

- (1)福岡県は30kg、佐賀県は18.7kgを超える量を採捕してはならない。
- (2)採捕するときは、許可証又は許可証の写しを携帯し、知事が定められた腕章をつけなければならない。
- (3)許可期間中、定期的に採捕状況を別に定める様式により報告しなければならない。許可期間中に許可数量の採捕を完了したときも同様とする。
- (4)採捕従事者を特定しなければならない。
- (5)筑後川本流において使用する光力は、500ワット（福岡佐賀両県内水面合同漁場管理委員会で決められた光力）以内でなければならない。
- (6)採捕のために船を使用してはならない。
- (7)なお、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるシラスウナギの採捕停止指示には従わなければならない。

※腕章の色は、福岡県が黄色、佐賀県が白色。

筑後川におけるシラスウナギ採捕の許可及び採捕実績

年度	許可期間	採捕者数(人)		許可数量(kg)		採捕実績(kg)		採捕終了月日	
	佐賀県、福岡県	佐賀県	福岡県	佐賀県	福岡県	佐賀県	福岡県	佐賀県	福岡県
H5	H6. 1/15~4/15	25	25	55	55	29.30	23.20	4/15	4/12
H6	H7. 1/15~4/15	25	25	55	55	14.70	24.10	4/3	4/3
H7	H8. 1/15~4/15	25	25	55	55	14.70	30.40	4/15	4/15
H8	H9. 1/15~4/15	25	25	55	55	18.80	17.30	4/10	4/15
H9	H10. 1/15~4/15	25	25	55	55	5.20	5.10	4/15	4/15
H10	H11. 1/10~4/10	25	25	55	55	9.70	26.20	4/10	4/10
H11	H12. 1/15~4/15	25	25	45	45	4.00	12.60	4/10	4/10
H12	H13. 1/20~4/15	23	23	35	35	35.00	32.20	2/25	2/24
H13	H14. 1/15~4/15	23	23	35	35	8.00	14.60	4/15	3/31
H14	H15. 1/15~4/15	23	23	35	35	15.17	22.42	3/31	3/31
H15	H16. 1/15~4/15	21	21	35	35	4.10	7.39	4/15	4/15
H16	H17. 1/15~4/15	14	20	25	35	0.85	2.44	4/15	4/15
H17	H18. 1/15~4/15	14	20	25	35	6.83	23.79	3/31	3/29
H18	H19. 1/15~4/15	14	20	25	35	3.10	4.53	4/5	4/5
H19	H20. 1/25~4/25	14	20	25	35	1.20	1.77	4/20	4/20
H20	H21. 1/25~4/25	14	19	25	35	11.95	21.75	3/31	3/26
H21	H22. 1/15~4/10	14	20	20	30	1.26	0.85	4/10	4/10
H22	H23. 1/20~4/10	14	20	20	30	1.42	1.33	4/10	4/10
H23	H24. 1/22~4/10	14	20	20	30	1.20	1.04	4/10	4/10
H24	H25 2/ 1~4/20	14	20	20	30	0.65	0.42	4/20	4/20
H25	H26 2/ 1~4/20	14	20	20	30	8.00	8.08	4/20	4/20
H26	H27 2/ 1~4/20	14	17	18.7	30	6.90	5.99	4/20	4/20
H27	H28 2/ 1~4/20	14	19	18.7	30	4.40	6.02	4/20	4/20
H28	H29 2/ 1~4/20	14	18	18.7	30	4.40	5.91	4/20	4/20
H29	H30 2/ 1~4/20	14	18	18.7	30	0.40	1.00	4/20	4/20
H30	H31 2/ 1~4/30	16	17	18.7	30	0.90	0.70	4/30	4/30
R1	R2 2/ 1~4/30	16	15	18.7	30	4.50	10.80	4/30	4/30
R2	R3 2/ 1~4/30	16	18	18.7	30	3.40	6.00	4/30	4/30



筑後川における第5種共同漁業権に基づくうなぎ種苗特別採捕許可方針

県内におけるうなぎ種苗の安定的供給と資源の維持保護との調和を図るとともに、採捕秩序を確立するため、福岡県筑後川における第5種共同漁業権行使権に基づく養殖用種苗及び放流用種苗の採捕については、福岡県漁業調整規則（以下、規則という。）第47条に基づく特別採捕許可により、同規則第34条及び第38条第1項並びに第39条第1項及び第2項の適用を除外する。当該特別採捕許可については、規則及び他の法令に規定するもののほか、この方針により処理する。

1 許可対象者

下筑後川漁業協同組合（以下、漁協という。）に所属し、内共第2号第5種共同漁業権うなぎ漁業の行使権を有する者のうち漁協が指定する者。なお、養殖用種苗の採捕を目的とする場合、漁協は福岡県内に養殖場の所在地があり、かつ内水面漁業の振興に関する法律に基づくうなぎ養殖業の許可受給者であり、にほんうなぎの池入割当量を有する者（以下、養鰻業者という。）又は福岡県養鰻漁業協同組合と供給契約（以下、供給契約という。）を結ばなければならない。

2 許可期間

毎年2月1日から4月30日までとする。

3 採捕する水産動植物の種類及び数量

種類はうなぎ（しらすうなぎ）とし、数量は漁協全体として30kgとする。

4 採捕の期間及び区域

採捕期間は毎年2月1日から4月30日までとし、採捕区域は内共第2号第5種共同漁業権漁場内で漁協が指定した区域とする。

5 使用する漁具及び漁法

すくい網とする。

6 採捕に従事する者

許可申請者本人のみとする。

7 条件

規則第47条第4項の規定により、許可にあたっては、次の条件を付すものとする。

(1) 採捕のために使用する灯火は、カーバイトランプ、灯油ランプ、電灯とする。灯

火の光力は福岡佐賀両県内水面合同漁場管理委員会で決められた500ワット以内でなければならない。

- (2) 船を使用して採捕してはならない。
- (3) 養殖用種苗として採捕したうなぎ稚魚は供給契約に基づく場合以外に販売してはならない。
- (4) 採捕するときは、許可証を携帯し、別記様式第1号に示す腕章をつけなければならない。
- (5) 許可期間中、毎月の採捕数量を翌月10日までに漁協がとりまとめて報告しなければならない(別記参考様式第2号)。
- (6) 養殖用種苗を採捕する場合は国内全ての養殖場のほんうなぎの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるしらすうなぎの採捕停止指示には従わなければならない。

8 申請すべき期間及び申請に必要な書類

申請すべき期間は、事務処理に要する期間を考慮し、別に定めるものとする。また、規則第47条に規定する申請に必要な書類は以下のとおりとする。

- (1) 特別採捕許可申請書(別記参考様式第3号)
- (2) 採捕箇所図(拡大した図面に採捕箇所及び周辺地形・物標を明確に記載し、○○川○○町○○橋から上流○○町○○堰までの区域というように表示すること。)
- (3) 漁協組合長の意見書
- (4) 許可申請者の写真(証明書用で、6カ月以内に撮影したもの2枚)
- (5) 養鰻業者又は養鰻組合との間の供給契約書(写し)

9 内水面漁場管理委員会との協議

この方針の制定、改廃にあたっては、軽微な変更を除き、福岡県内水面漁場管理委員会及び福岡佐賀両県合同内水面漁場管理委員会において協議するものとする。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月17日から施行するものとする。
- 2 福岡県ウナギ種苗特別採捕許可方針(昭和53年12月1日施行)は廃止する。
- 3 この方針は、令和3年12月 日から施行するものとする。

別記様式第1号

別紙様式1

<p>○ No.○○ 福岡県</p> <p>うなぎ種苗(しらすうなぎ)採捕</p>

- 1 地色は黄色と白色を年ごとに交互に変更するものとする。
- 2 文字は、1行目に許可年度(数字のみ)、通し番号、福岡県、2行目にうなぎ種苗(しらすうなぎ)採捕と記載する。
- 3 文字色は黒色とする。ただし、許可年度は赤色とする。
- 4 腕章の上下部に夜光塗料を塗ったり、反射テープを貼るなど夜間でも分かりやすくするものとする。

(参考)

許可年度	地色
R2	白色
R3	黄色
R4	白色
R5	黄色
R6	白色
R7	黄色
R8	白色
R9	黄色
R10	白色

F A X 送 信 票

うなぎ種苗特別採捕許可実績報告書

令和 年 () 月分

住所

漁協名

許可数量	kg
------	----

採捕数量									
氏名									
1日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
2日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
3日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
4日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
5日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
6日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
7日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
8日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
9日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
10日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
11日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
12日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
13日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
14日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
15日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
16日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
17日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
18日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
19日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
20日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
21日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
22日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
23日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
24日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
25日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
26日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
27日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
28日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
29日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
30日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
31日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
合計数量	g	g	g	g	g	g	g	g	g

・記入は、1尾を0.2gで換算して重量(g)で書いてください (1kg = 5,000尾)

☑上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、福岡県等の関係機関へ提供することに同意します。

別記参考様式第3号

うなぎ種苗特別採捕許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所
氏名

福岡県漁業調整規則第47条に基づき、下記の内容のとおり特別採捕の許可を受けたいので申請します。

記

1. 目的
2. 適用除外の認可を必要とする事項
3. 使用船舶
4. 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量
(種苗の採捕の場合は供給先及びその数量)
5. 採捕の期間 年 月 日から 年 月 日まで
6. 採捕の区域
7. 使用する漁具及び漁法
8. 採捕に従事する者の住所及び氏名

筑後川における第5種共同漁業権に基づくうなぎ種苗特別採捕許可方針新旧対照表

新	旧
1～6 (略)	1～6 (略)
7 条件	7 条件
規則第47条第4項の規定により、許可にあたっては、次の条件を付すものとする。	規則第47条第4項の規定により、許可にあたっては、次の条件を付すものとする。
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
<u>(削除)</u>	<u>(3) 網ひき、踏み出し、くわで掘る等、種</u>
<u>(3) (略)</u>	<u>苗を損傷するおそれのある行為をし</u>
<u>(4) (略)</u>	<u>てはならない。</u>
<u>(5) (略)</u>	<u>(4) (略)</u>
<u>(6) (略)</u>	<u>(5) (略)</u>
	<u>(6) (略)</u>
	<u>(7) (略)</u>
8～9 (略)	8～9 (略)

佐賀県うなぎ稚魚漁業許可方針（案）

第1 制限措置

(1) 漁業種類

うなぎ稚魚漁業

(内水面において、うなぎ稚魚（全長 13 cm 以下のうなぎをいう。）の採捕を目的とするもの)

(2) 漁業者の数

2名以内

(3) 操業区域

①筑後川本流久留米市小森野堰から下流坂口堰までの区域

②筑後川を除く県内一円の河川

(4) 漁業時期

令和4年2月1日から4月30日まで

(5) 漁業を営む者の資格

①農林水産大臣のうなぎ養殖業許可証を有する佐賀県の養鰻業者

②令和3年4月30日現在で当該許可を受けていた者

③佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

④適切な資源管理を実践できる者

⑤漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可した日から令和4年4月30日まで

第3 申請すべき期間

公示した日から令和4年1月21日まで

第4 条件

(1) 採捕に従事する者は、採捕証票を携帯し、県が交付する許可腕章を着用しなければならない。（腕章の色：白色地に黒文字）

(2) 許可を受けた者は、筑後川とそれ以外の県内河川に分けて採捕従事者を特定しなければならない。

(3) たも網（すくい網）以外で採捕してはならない。

(4) 船を使用して採捕してはならない。

(5) 採捕に使用する集魚灯の光力は、500ワット以内でなければならない。

(6) 松浦川では、2月1日から2月末日までの間は採捕してはならない。

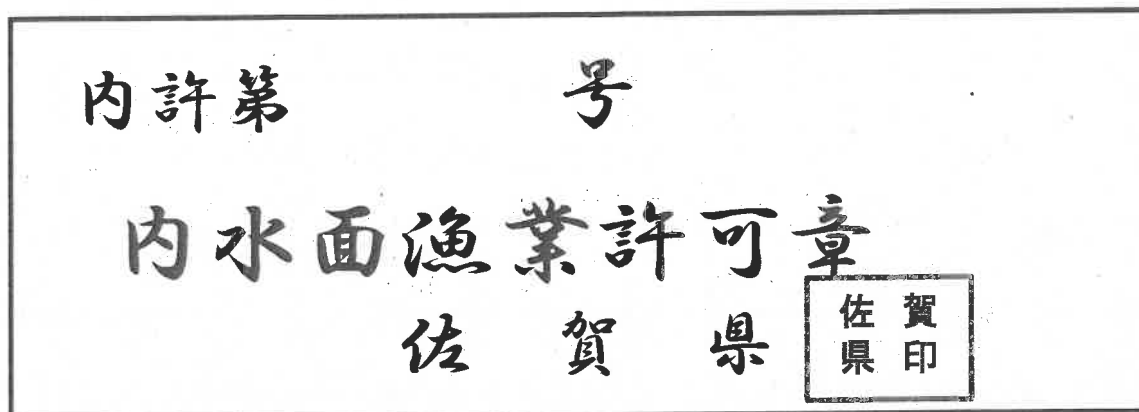
(7) 漁業権漁場で採捕するときは、当該漁業権者の同意を得なければならない。

(8) 採捕したうなぎ稚魚を他者に譲渡し、または、販売してはならない。

- (9) 知事が、県内のうなぎ養殖業者の池入れ数量が、県下の養殖場の池入れ割当量である 18.7k g に達するおそれがあるとして、シラスウナギの採捕の停止を命じた場合には、当該命令に従わなければならない。
- (10) 国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるシラスウナギの採捕停止指示に従わなければならない。
- (11) 許可を受けた者は、次の旬の末日までに、当該旬における採捕数量及び池入れ数量を県に報告しなければならない。なお、県から指示があった場合は、養殖実績及び種苗供給実績等に係る資料を提出しなければならない。

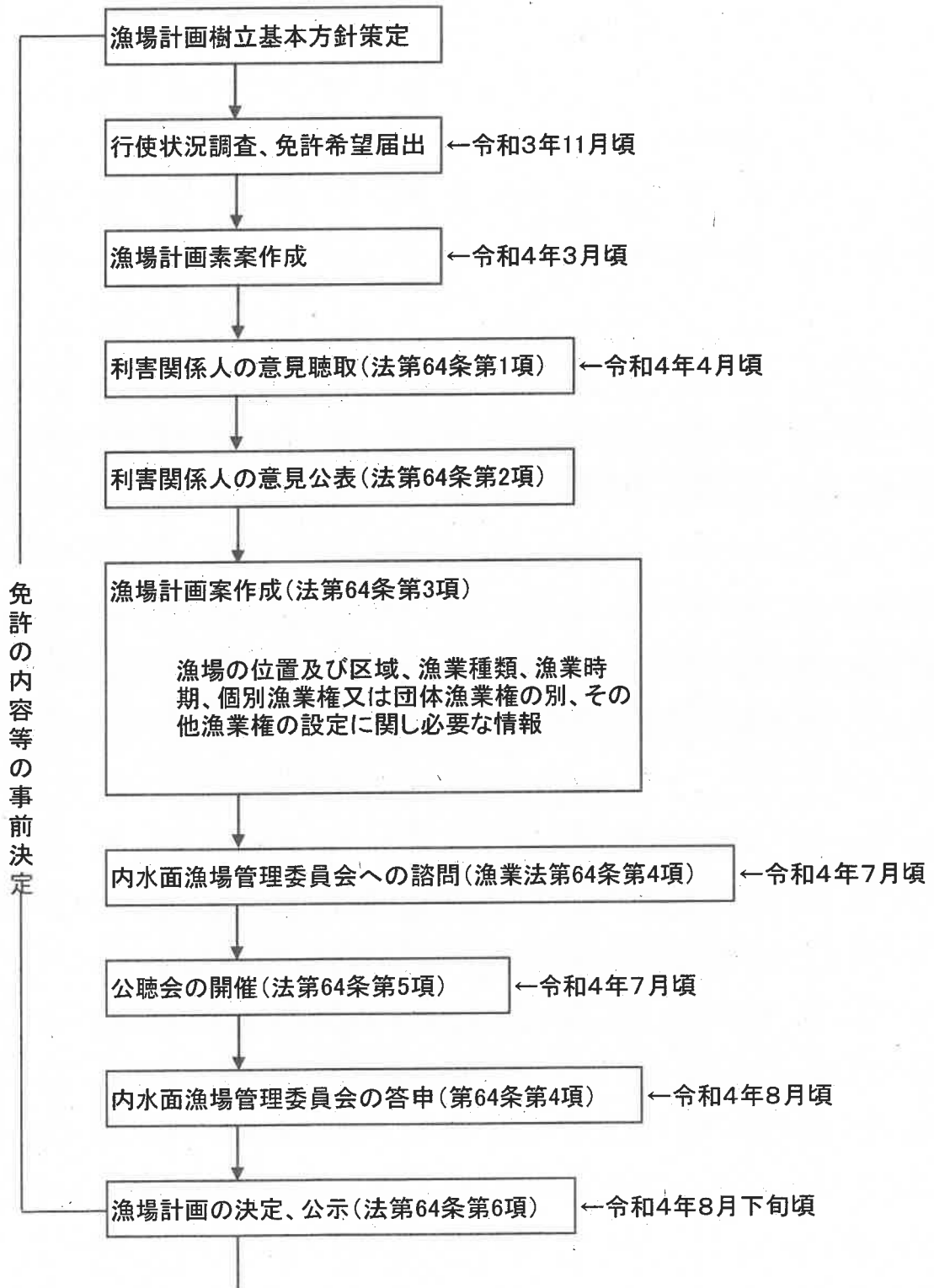
第5 この許可方針は、令和3年12月 日 から施行する。

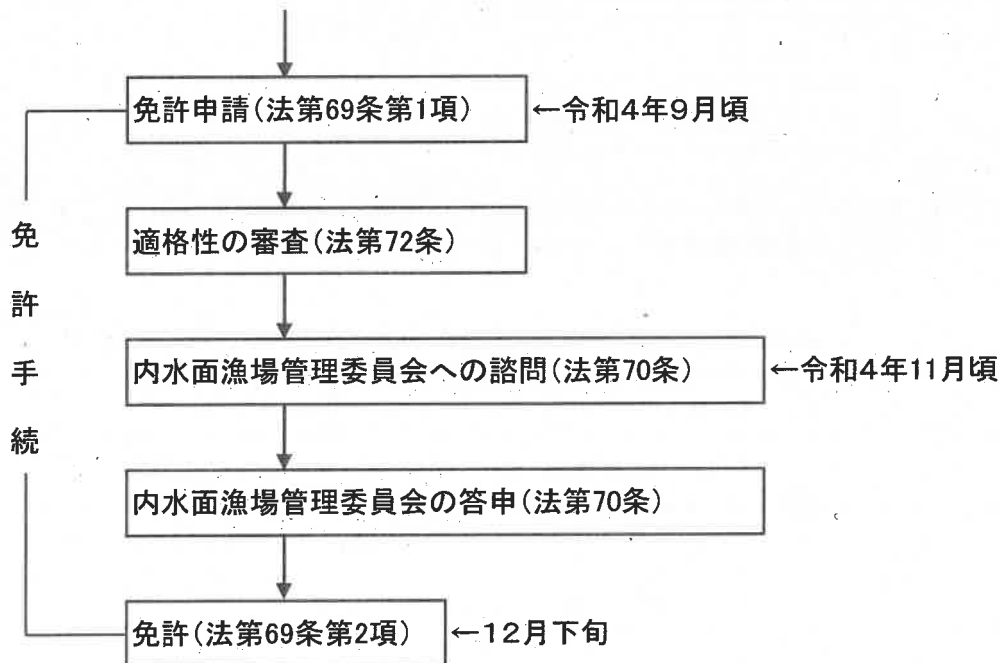
○佐賀県うなぎ稚魚漁業許可腕章



※ 腕章の色は白色

区画漁業権の免許設定までの手続き(案)





【漁業法】

第69条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

第70条 前条第一項の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第171条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。

2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に有する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。